

愛知県立みあい特別支援学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

(1) いじめについての基本的な認識・方針

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの子どもでも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日頃からささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていく。

学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、実体験の乏しい児童生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図る。

(2) 学校のいじめに対する基本姿勢

☆『いじめの未然防止』

未然防止の基本は、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始める。

☆『いじめの早期発見』

いじめは、「どこにでもありえる」「人間として絶対に許されない行為」との認識の下、全教職員が一体となって、早期発見に努める。

☆『いじめに対する措置』

保護者と連携を密にし、相談しやすい関係を作るとともに、関係諸機関や地域との連携を図る。

(3) 児童生徒に育みたい力

規律・・・社会体験や交流体験の機会を通して、自発的な学びの習慣や集団に属することの自覚や態度を習得する。

学力・・・児童生徒の実態にあった安心できる授業環境を設定し、基礎的な学力を身に付ける。

自己有用感・・・他者との関わり合いを通して、人と関わる喜びや大切さに自ら気付くこと、関わり合いながら絆づくりを進め、役に立っている、認められている気持ちを養う。

II いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

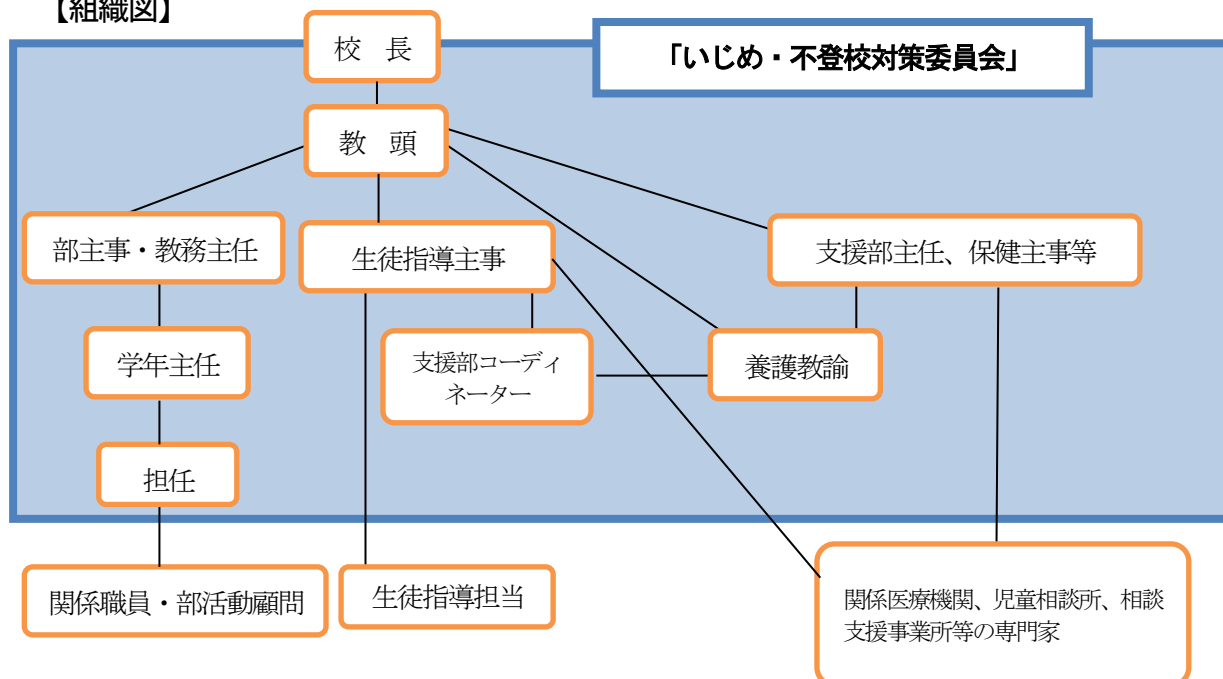
ア 委員会のメンバー（下線者が主務者）

- 校長 事案対応についての最終決裁
- 教頭 関係職員全体の調整と、外部関係機関との窓口
- 部主事 事案発生から解消まで、被害児童生徒や加害児童生徒への指導、関係保護者への対応を、学級担任と共に実施
- 教務主任 各部の指導体制整備、被害・加害児童生徒への学習の保障
- 支援部主任、コーディネーター 校外の関係機関との連絡・調整、情報収集
- 保健主事 養護教諭との連絡・調整、該当児童生徒の心のケア、学校医への依頼
- 養護教諭 保健室利用生徒の情報提供や関係機関との情報交換
- 生徒指導主事 「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案を客観視できる立場で関係者間の連絡・調整
- 該当学年主任、学級担任 いじめ事案の発見後は、速やかに事実関係の把握に努める。事案発生から解消まで、被害児童生徒や加害児童生徒への指導、関係保護者への対応を、管理職の指導助言等を受けながら実施する。
- 関係職員、関係機関 事案の性質上、委員に加わることが適切と判断（生徒指導主事が）した場合に委員として参加する。必要に応じて、関係医療機関、児童相談所、相談支援事業所等外部の専門家を加える。

イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行う。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。

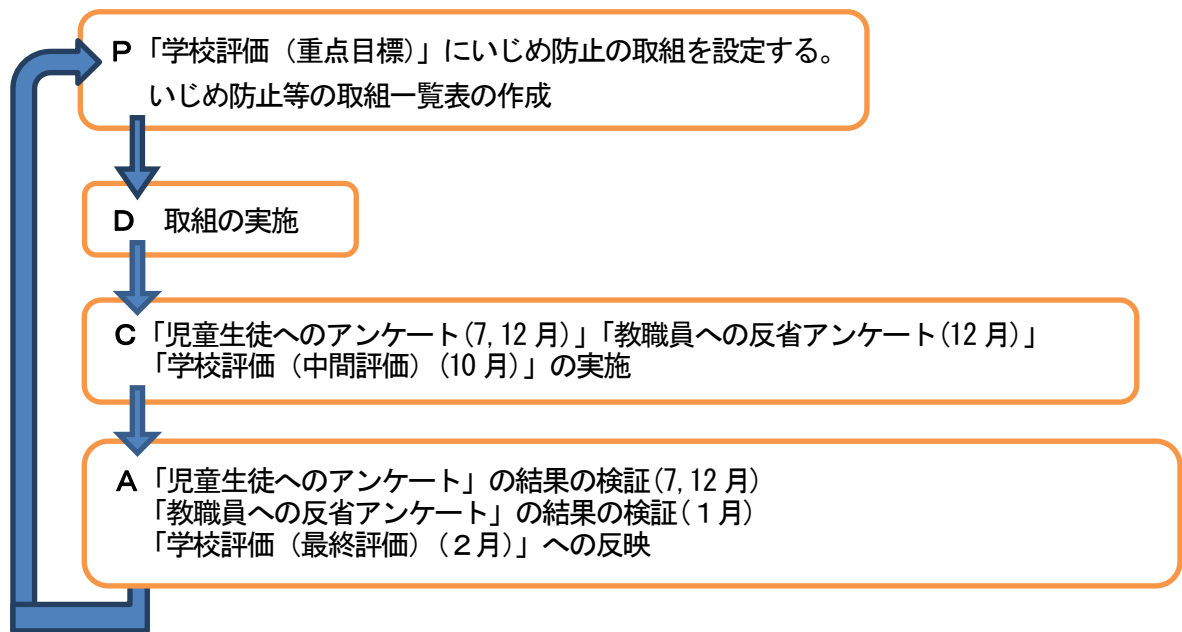
【組織図】



※事案によってメンバーを柔軟に変える。必要に応じて外部の専門家と連携をとる。

(2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

ア 取組の検証（PDCAサイクル）



イ 教職員への共通理解と意識啓発

年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行い、学校経営案→1教育目標→(2)本年度の課題、重点目標の「エ」として設定する。

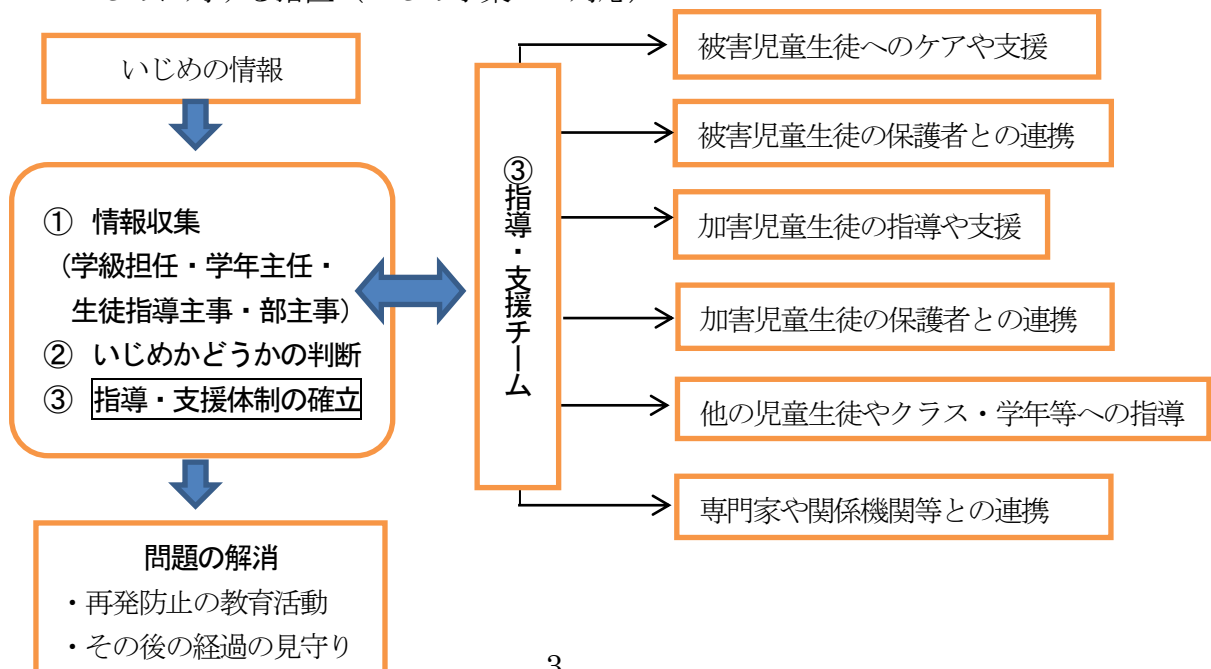
いじめを認知した場合、関係者で事実関係の把握を行い、「いじめ・不登校対策委員会」が対応すべき事案かを判断する。

「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を、職員会議等で報告する。現職研修で、年1回「人権」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。年間の取組に対してのアンケートを行う。(12月)

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

年間2回(7月、12月)の心と体のアンケートを行い、結果の検証等を行う。「学校いじめ防止基本方針」及び「学校評価(最終評価)」の結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置(いじめ事案への対応)



オ 重大事態への対応

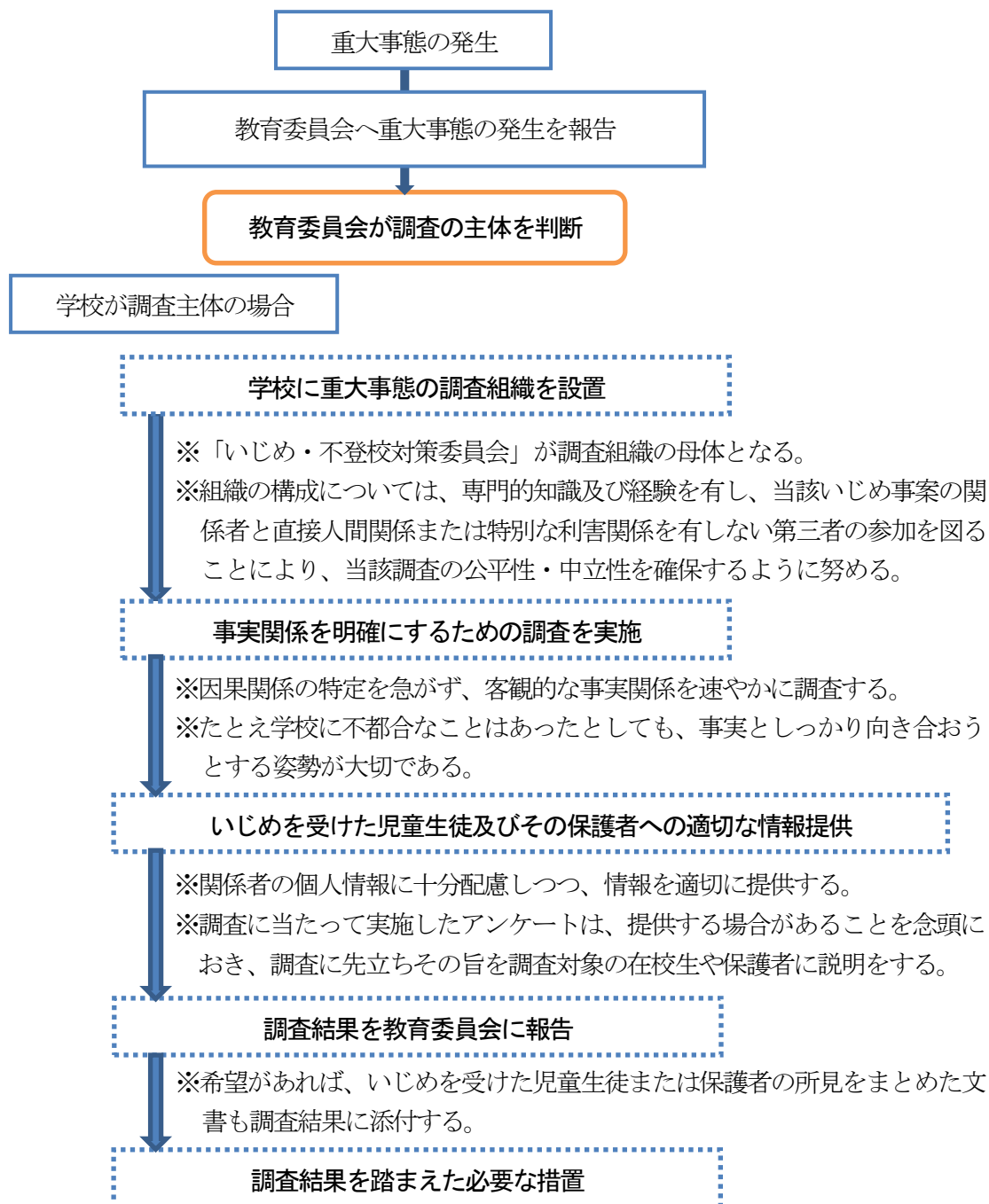
重大事態が生じた場合は、速やかに愛知県教育委員会や所轄警察署と連携して迅速かつ適切な対応をする。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

【文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」より

(注) 重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



Ⅲ いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめ防止に向けた主な取組

ア 学級指導 ※全学級で取組目標を設定し、学級経営案に記載をする。

日常の指導

HR等での指導

懇談等での保護者への聞き取り

イ 授業での指導

HR、生活単元学習等での指導

ウ 行事での指導

人権集会（12月）

エ 教職員への現職研修

人権関係講話（12月）

オ 心と体のアンケートの実施

①児童生徒対象（7月、12月）

※高等部教育課程A、教育課程B・C・D生徒用2種類の内容に分けて行う。

※教育課程B・C・D生徒は保護者との記入をお願いする。

児童生徒アンケートの内容は、必要に応じて人権集会にも反映する。

作成・集計は指導安全部が行う。各学級担任は学級分を整理・把握する。

②教員対象

毎月チェックする不祥事防止自己点検カードに「児童生徒のいじめ防止、(いじめが原因で)不登校の防止に努めている」を組み込む。

人権集会の内容や反省と併せて、学級でのいじめ防止に対する取組状況を記入する。

(12月)

指導安全部で作成・集計し、取組評価として年度末に職員に連絡する。

(2) いじめ防止等に関係する取組のまとめ

	学校の方針	学校としての取組	保護者・地域との連携
未然防止	<p>ア 職員会議（4月）や、現職研修(12月)を通して、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。</p> <p>イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。</p> <p>ウ わかる授業、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業づくりの工夫をするとともに授業中の規律ある言動についても日常的に指導を行う。</p> <p>エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p> <p>オ 互いの個性や違いを認め合い</p>	<p>○体験活動充実【各部行事等】</p> <p>○各部集会・高等部HR等の時間に道徳教育指導の実施【教務部・学級】</p> <p>○わかる授業を目指した「授業改善」→職員に向けた授業参観(通年)【教務部】</p> <p>○「心と体のアンケート」の実施(7月、12月)【指導安全部・保健体育部】</p> <p>○保護者懇談の実施【各部】</p> <p>○健康調査の実施【保健体育部】</p> <p>○人権週間での取組 →人権集会(12月)【指導安全部】 →人権講話(12月)【研修部】</p> <p>○養護教諭と各部コーディネーターの連絡会(年2回)【指導安全部・保健体育部・支援部】</p>	<p>○保護者会(年3回)</p> <p>○年3回の公開授業の実施(6月、10月、1月)</p> <p>○学校評議員への学校行事・授業公開</p> <p>○保護者懇談の実施年3回(4月・8月・2月)【学級担任・学年職員】</p> <p>○生徒会活動等の実施(あいさつ運動・エコキャップ収集活動)</p>

	<p>尊重する態度や自主性・主体性を育てるとともに、存在感がもてる学級経営をし「心の居場所」作りに努める。</p>	<p>○学級経営案に児童生徒間の友達作り、仲間作りの目標を掲げ、子ども同士と一緒に活動する仲間意識に努める。【各学級担任】</p>	
早期発見	<p>ア 「いじめ・不登校対策委員」を中心に、全教職員が共通理解と指導力の向上を図り、いじめや不登校の予防・早期発見及び早期解決に向けて一体となって取り組む。</p> <p>イ 日常の連絡帳、出欠席や遅刻状況、顔色や表情、声の調子、放課の過ごし方、授業態度や服装、学級日誌の記述など、日常のささいなことから兆候を読み取れるようにする。</p> <p>ウ 児童生徒の変化や訴え及び保護者の要望を積極的に受け止め、早期発見に努めるとともに、家庭環境や児童生徒の実態を踏まえ、人権を尊重し親身になって指導を図る。養護教諭との情報共有も定期的に行うようにする。</p> <p>エ 定期的な面談を行ったり外部の相談窓口を紹介したりして、相談を受け入れる体制づくりを工夫する。</p>	<p>○相談活動の周知（職員会議、部会、学年会等）【指導安全部・保健体育部・支援部】</p> <p>○「心と体のアンケート」の実施（年2回7,12月）【指導安全部】</p> <p>○個人・保護者懇談の実施（不定期）【各部・学級】</p> <p>○養護教諭との連携 長期の欠席者、体調不良の続く児童生徒の原因確認など【指導安全部・保健体育部・養護教諭】</p> <p>○他者の尊重や感謝の気持ちを高める。 給食配膳員さんへの感謝の会を企画し、運営する。【給食部】</p> <p>○体制作りの充実 5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように、何人と、どんな方法で）を簡潔にメモし、職員がいつでも共有できるようにする。その時にどんな気持ちや考えを持っていたか？今の時点ではどうなのか？を意見や意思を尊重する。</p>	<p>○保護者会や連絡帳等を通じて、家庭での様子を把握する。</p>
いじめに対する措置	<p>ア いじめを発見したら「速やかに止める」ことを最優先する。必要に応じて一人で対応せず、他の職員に応援を求めて対応する。</p> <p>イ いじめを認知した場合、関係者と協力し事実関係の把握を行い『いじめ・不登校対策委員会』が対応すべき事案かを判断する。</p> <p>ウ 対応の際は「一面的な解釈は行わないこと」「プライバシーを守ること」「迅速に保護者に連絡すること」「教育的配慮のもとでケアや指導を行うこと」などに留意する。</p> <p>エ いじめが起きた集団への働き</p>	<p>○いじめ事案に対して組織的に対応（Ⅱの（2）エ「いじめに対する措置（いじめ事案への対応）」参照）【「いじめ・不登校対策委員会」・指導安全部】</p> <p>※いじめを発見したら速やかに止める。 →該当児童生徒からの情報収集、事実確認を組織で協力して取り組む。個別対応の時間設定をする。</p> <p>※保護者との連携を強化する。 →該当児童生徒の保護者に連絡し、家庭での様子や変化等を聴く。</p> <p>※児童生徒の人格形成や再発防止の教育活動を徹底して行う。</p>	<p>○迅速に保護者と連携して事態の把握や事案の解消に努める。</p>

	<p>かけは、個々に自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。臨時の学級会や集会等を利用して、いじめを根絶しようという態度を発信する。</p> <p>オ いじめが「重大な事態」と判断された場合には、教育委員会や所轄警察署と連携をして適切な対応を行う。</p> <p>カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。</p>	<p>問題の解消は、「児童生徒の人格の成長」や「問題の再発防止に向けた教育活動を徹底することで達成される」という考え方で対応し、単に謝罪や責任を形式的に問うことではないこととする。</p> <p>※いじめが起きた集団への働きかけは、個々に自分の問題として捉えることができる教育活動を行う。</p> <p>○状況に応じて高等部教育課程A類型の生徒、保護者に対してスマートフォンやSNSの正しい使い方について情報モラル講習会を開催する。【指導安全部・情報部】</p>	<p>○状況に応じて高等部教育課程A類型の生徒、保護者に「スマートフォンやSNSの正しい使い方について情報モラル講習会」を実施。</p>
点検・検証・見直し	ア アンケート結果の検証を行い、学校評価に反映する。	<p>○教職員対象の「反省アンケート」の実施（12月～1月）→その後、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、アンケート結果や取組の実施状況、進捗状況を検証する。→職員会議で報告をする。</p> <p>○学校評価の評価項目として「いじめ・不登校対策委員会」でその結果を検証する。</p>	○学校関係者評価委員（3月実施）で取組評価をもとに「自己評価」を行う。

IV 評価と改善のサイクル

(1) アンケートからの評価

児童生徒へのアンケート（7月、12月）と、教職員への反省アンケート（12～1月）の集計結果から評価をする。

(2) 学級担当者からの聞き取りによる評価

学級の経営目標にあげられた、いじめ防止に対する取組状況等を、各学級担当者から聞き取り評価を行う。

最後に、いじめに対する学校の現状を取組評価として重点目標「エ」に関して指導安全部が評価を行い、次年度の課題・方向性等も含めて職員会議で報告する。また取組評価等は文章によって表記した形で、学校ホームページ等に掲載をしていく。

参考資料：

- 文部科学省通知「いじめ防止対策推進法の公布について（通知）」
- 文部科学省通知「いじめ防止基本方針の策定について（通知）」
- 文部科学省 「重大事態対応フロー図 学校用」
- 生徒指導リーフ『いじめのない学校づくり』『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A(H25.11)
- 愛知県教育委員会「学校いじめ防止基本方針（『学校基本方針』）」の策定に向けて